

野田市告示第161号

屋外広告物法第8条第2項の規定により、野田市長が除却し保管した広告物等について、次のように告示する。

令和5年5月16日

野田市長 鈴木 有

1. 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

はり札 96枚

2. 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

別紙のとおり

3. 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

別紙のとおり

4. その他（返還するために必要と認められる事項）

広告物等を返還する旨を申し出る方は、広告物の所有者等であることが分かる書類等を持参して、下記担当までお越しください。

また、返還には規則で定められた受領書（押印したもの）が必要となります。

※ 問合せ先・担当 都市部都市計画課 電話04-7123-1193

第九号様式の二（第十六条第二項）

保管物件一覧簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
5-4-1	立看板 はり札	— 4	結城野田線 七光台～中里～親野井～西高野～関宿台町～関宿 三軒家～関宿江戸町～関宿台町	令和5年4月5日 午前9時から午後4時	令和5年4月5日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-4-2	立看板 はり札	— 8	境杉戸線～市道71075～2522～1501 ～71300～結城野田線 関宿台町～関宿江戸町～関宿内町～西高野～柏寺 ～桐ヶ作	令和5年4月5日 午前9時から午後4時	令和5年4月5日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-4-3	立看板 はり札	— 12	市道1502～我孫子関宿線～市道1511～2 538～2528～結城野田線～ふれあい中央橋 ～1511 桐ヶ作～古布内～次木～親野井～古布内	令和5年4月5日 午前9時から午後4時	令和5年4月5日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-4-4	立看板 はり札	— 12	我孫子関宿線～市道2532～2538～151 1～ふれあい中央橋～結城野田線 古布内～木間ヶ瀬～次木～東宝珠花	令和5年4月5日 午前9時から午後4時	令和5年4月5日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-4-5	立看板 はり札	— 1	つくば野田線～市道1220 目吹～鶴奉～目吹～木野崎	令和5年4月12日 午前9時から午後4時	令和5年4月12日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-4-6	立看板 はり札	— 16	市道1061～21064～21081～110 19～2080～1050～2080～2310 ～1370 中野台鹿島町～堤台～岩名～春日町～岩名二丁目 ～岩名一丁目～尾崎～岩名～五木新町～光葉町～ 桜の里	令和5年4月12日 午前9時から午後4時	令和5年4月12日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-4-7	立看板 はり札	— 13	市道2100～22224～22222～210 0～22348 七光台～谷津～吉春～蕃昌	令和5年4月12日 午前9時から午後4時	令和5年4月12日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-4-8	立看板 はり札	— 3	市道1260～52039～52040～520 18～1390 山崎	令和5年4月19日 午前9時から午後4時	令和5年4月19日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-4-9	立看板 はり札	— 13	松戸野田線～市道1251～みずき2号線裏道 ～市道52277～1062～1260～松戸野 田線～1200～1191～1390～3305 3～1390 今上～みずき～山崎～上花輪～桜台～野田～上花 輪新町	令和5年4月19日 午前9時から午後4時	令和5年4月19日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-4-10	立看板 はり札	— 12	野田牛久線～市道1180～1160～2170 ～1180～2220～1390～1191 野田～中根～宮崎～花井	令和5年4月19日 午前9時から午後4時	令和5年4月19日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-4-11	立看板 はり札	— 2	市道1280～62317～62311～623 10～62304～62309～62322 下三ヶ尾～西三ヶ尾～ニツ塚	令和5年4月19日 午前9時から午後4時	令和5年4月19日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	